

【事例 H26-07-04】秋田県大仙市（平成 25 年度）

自殺未遂者支援事業
＝いのちの襷（たすき）事業＝

救急指定医療機関に搬送された自殺未遂者及びその親族等に対して、パンフレットと申込書が入った封筒を医師、看護師、ソーシャルワーカー等が退院時に配布した。相談の申し込みは健康増進センターで郵送にて受付し、初回面談を実施した上で各相談窓口で紹介することによって適切な支援へとつなげた。

○連携・ネットワークの強化

◎未遂者支援

【実施主体】秋田県大仙市

【大綱の分類】7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ④

【事業予算】平成 25 年度 118,000 円（118,000 円）

【利 点】

医療機関受診の意識が低い自殺未遂者に対して実効性がある。

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

- ・平成 24 年度の自殺死亡率は 30.3 であり、全国の自殺死亡率を大幅に上回る。
- ・自殺未遂者は自殺企図を繰り返す傾向があり、死亡する危険性が高いことから、市においても対策を講じる必要があった。

【計画を立てる上での工夫・等】

事業を開始するにあたり、救急指定医療機関に自殺未遂によって搬送された患者の実態調査を実施し、救急医療現場における自殺未遂者支援の現状と課題を把握した。また、救急指定医療機関、精神医療機関、保健所、警察署、消防署で構成する「自殺未遂者対策分科会」を設置し、実態調査の結果を踏まえていのちの襷事業を企画した。

【具体的な内容・実施の過程】

<事業内容> 「いのちの襷事業」

- ①救急指定医療機関に救急搬送された自殺未遂者及びその親族等に対して、パンフレットと申込書が入った封筒を医師、看護師、ソーシャルワーカー等が退院時に配布する。
 - ・救急指定医療機関以外の機関に自殺未遂者が訪れた場合は、診療や相談を担当した職員がパンフレットを配布する。

- ②相談の申込みは、パンフレットに同封された申込書（返送用封筒も同封）で行う。相談者から郵送された申込書は大仙市健康増進センターで受付する。
 - ・受付後、健康増進センターから申込者に連絡し、初回面談の日時を決める。
- ③原則として、各相談窓口を紹介する前に健康増進センターで初回面談を実施する。
 - ・面談会場は健康増進センターとし、面談には臨床心理士や保健師の2名が対応する。
- ④初回面談の内容に応じて適切な相談窓口や専門機関を紹介する。

<工夫点>

- ・相談者とは、「自殺未遂者」並びに「その親族や友人等」を想定し、申込書の記載項目は氏名や住所等を記載するだけの簡易なものとした。
- ・現在、市内医療機関2ヶ所及び警察署にパンフレット配布の協力を依頼。
- ・自殺未遂者対策分科会を1年に1~2回開催して事業実施状況の情報交換を行い、必要に応じて事業内容のブラッシュアップをしている。

【成果】

- ・健康増進センターが精神医療機関と救急医療機関、警察署との橋渡し役を担うことにより、自殺未遂者の再企図を防止するための連携体制が強化された。
- ・救急医療機関、警察署からの情報提供や自殺未遂者からの申込によって訪問支援を実施し、自殺未遂者を精神医療機関へと結びつけることができた。

【補足】

パンフレットには、相談窓口として

- ①市立大曲病院
- ②ほっとスペース（臨床心理士による市のカウンセリング事業）
- ③傾聴ボランティア主催によるコーヒーサロン
- ④市保健師によるこころの健康相談

を掲載、病院受診予約まで健康増進センターで行い、受診予約については、市立大曲病院との事前協議の内容により実施。

【課題】

自殺未遂者は精神医療機関等を受診する意識が低いため、頻回に自殺未遂を繰り返すケースがある。このため自殺未遂者を適切な支援へとつなげる実効性のある事業として継続して実施する。

【事業種別】強化モデル事業

【準備期間・人数】 準備期間：2年 人数：延べ14名

【予防段階】 2次、

【自治体規模】 人口85千人（H25秋田県衛生統計年鑑） 財政規模 一般会計約474

億円

【自治体負担率】 0%

【事業対象】 救急外来を受診した自殺未遂者及びその親族等

【支援対象】 救急外来を受診した自殺未遂者及びその親族等

【実施主体・問合せ先】

大仙市 健康福祉部 健康増進センター

TEL:0187-62-9301

E-mail:kenkou@city.daisen.akita.jp

【参考資料・文献】

・自殺者数・自殺死亡率の推移については、厚生労働省「人口動態統計」より